

転入・転居・転出届

手続きは 市民課・支所住民課で

世帯全員または世帯員の住所が変わったときは、市民課(市役所1階)、下総支所住民課、大栄支所住民課または市民課赤坂分室(中央公民館内・☎26・33327)で手続きをしてください。

市外から成田市内に引っ越しをしたときは、実際に住み始めてから14日以内に転入の手続きをしてください。前住所地の市区町村が



発行した転出証明書が必要です。

成田市内で引っ越しをしたときも、実際に住み始めてから14日以内に転居の手続きが必要です。

市外に引っ越しするときは、あらかじめ予定日の14日以内に転出の手続きをしてください。なお、忙しくて手続きができなかった人は、新しい住所に引っ越ししてから14日以内に手続きをしてください。転出証明書をお渡しします。

手続きは、原則として本人または同一世帯の人がしてください。本人または同一世帯の人が手続きできない場合は、代理人による委任状が必要となります。異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認して手続きしてください。届け出時には、本人確認をさせていただきます。免許証や保険証などをお持ちください。

窓口は、4月下旬まで大変込み合いますので、ご了承ください。特に、月曜日は混雑が予想されます。

※くわしくは市民課(☎20・1525)、下総支所住民課(☎96・11115)、大栄支所住民課(☎73・8067)へ。

水道料金の納付

支払いは期限内に

水道事業は、皆さんの水道料金で運営されています。水道料金が納期内に納められなかった場合、督促状や給水停止予告書を送付しています。それでも納入されない場合は、給水を停止する場合がありますのでご注意ください。

水道料金の支払いは、金融機関などの窓口でもできますが、便利で確実な口座振替をお勧めします。

手続きは、金融機関などの窓口へ領収書または水道使用量のお知らせと口座届出印を持参してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22-0229)へ。

共同墓地

整備工事に補助金が

市では、既存の共同墓地の整備工事に要する費用に対して、補助をしています。

●対象墓地 区・自治会・管理組合、または5世帯以上で管理する墓地

●対象工事 墓地内通路、排水設備、塀、擁壁などの20万円以上の費用が掛かる工事

●補助額 150万円を限度に、工事費の半額(騒音地域は、補助金の限度額が異なります)

※補助を受けるには手続きが必要ですが、着工する前に環境衛生課へ相談してください。くわしくは同課(☎20・1531)へ。

し尿のくみ取り

引っ越ししてきたら 申し込みを

成田市に引っ越ししてきた人で、し尿のくみ取りを希望する人は、環境衛生課(下総・大栄地区は香取広域市町村圏事務組合)へ

申し込んでください。なお、市内で住所が変わる場合も必ず連絡するようお願いいたします。

◆領収書を省略します

現在、口座振替により納付された市税などの領収証書は、預金通帳への記帳により省略しています。

4月から、し尿汲取手数料領収証書の発送も省略しますので、ご了承ください。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)または香取広域市町村圏事務組合(☎0478-781181)へ。

農業用施設

付近では遊ばないで

農業用施設用の排水路などで人身事故が発生しています。

特に、休日や春休み期間は、幼児・児童の水難事故が予想されます。

用排水路や水門、揚排水機場などでは子どもたちが遊ばないように注意してください。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

6区画の受け付けを開始します

●受付日時 4月14日(土)・15日(日) 午前9時～午後4時(15日は午後3時まで)

●場所 いずみ聖地公園管理事務所(東和泉655)

●募集区画 4.m芝生墓地1区画、4.m普通墓地2区画、6.m普通墓地3区画

●申し込みのできる人 住民基本台帳、または外国人登録原票に登録され、市内に1年以上(4月1日現在)住んでいる人で、親族の焼骨を持っている人

●申し込み方法 印鑑と埋葬許可



管理の行き届いた墓地

証を持参し、管理事務所に用意してある所定の用紙を提出

●区画の決定 希望区画の申し込みが重複した場合は、4月15日(日)午後3時30分から抽選を行います。抽選後、書類審査を行います。使用区画を決定します

●料金 永代使用料と管理料を負担(墓地は分譲でなく、永久にお貸しするものです)

○永代使用料: 300,000円

く 636,000円(墓地の種類および面積による)

○管理料(単年または6年度分前納のどちらかを選択)

・芝生墓地 単年度5,880円、6年度分前納29,400円

・4.m普通墓地 単年度3,600円、6年度分前納16,800円

・6.m普通墓地 単年度5,400円、6年度分前納25,200円

※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

設置費と維持管理費に補助します

◆設置費補助金

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を補助しています(左表)。なお、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するときは、18万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えは除く)を、くみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換するときは、10万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えは除く)を交付し

設置費補助金限度額

	合併処理浄化槽	高度処理室素除去型	高度処理室素・リン除去型
5人槽	342,000円	444,000円	528,000円
6・7人槽	414,000円	486,000円	693,000円
8～10人槽	537,000円	576,000円	963,000円
11～20人槽	939,000円	1,092,000円	1,092,000円
21～30人槽	1,566,000円	1,860,000円	1,860,000円
31～50人槽	2,058,000円	2,496,000円	2,496,000円

ます。なお、印旛河流域では、高度処理型合併処理浄化槽のみ設置費用の一部を補助しています。

◆維持管理費補助金

浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。

市では、この維持管理費についても補助制度を設けています。補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)に掛った額の2分の1相当額(限度額あり)です。

老人保健の医療制度

こんなときには届け出を

老人保健制度は、各健康保険制度と連携しているものです。老人医療受給者の住所や健康保険が変わったときなどは、次のとおり届け出が必要です。いざというときに慌てないためにも届け出は忘れずにお願ひします。

老人医療受給者の届け出

こんなときには届け出を	必要なもの
市外から転入	健康保険証・負担区分等証明書
*市外へ転出	医療受給者証
*死亡したとき	医療受給者証
*住所が変わったとき	医療受給者証
加入している医療保険が変わったとき	健康保険証・医療受給者証
65歳以上で寝たきりなどになったとき	印鑑・健康保険証と身体障害者手帳、国民年金証書、診断書のいずれかの書類

*印のある届け出をする場合は、国民健康保険証と介護保険証も合わせてお持ちください

副市長に三谷千秋氏が就任

地方自治法の改正に伴い、4月1日付けで助役の名称が副市長に改められ、引き続き三谷千秋助役が副市長に就任しました。

なお、根本一彦助役は3月31日付けで退任されました。

※くわしくは人事課(☎20-1505)へ。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

事業所ごみの処理方法

一般家庭用の集積所には出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのため、事業所から発生するごみは一般家庭用の集積所に出すことはできません。

事業所のごみは、分別を徹底し、いずみ清掃工場、またはリサイクルプラザ(下総・大栄地区は伊地山クリーンセンター)へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

●分別方法Ⅱ「燃やせるごみ」「ビン・ニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務用ごみ袋を使用してください

●分別方法Ⅰ「燃やせるごみ」「ビン・ニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務用ごみ袋を使用してください

●処理方法
○ごみ処理施設へ自己搬入する場合
「燃やせるごみ」：いずみ清掃工場(☎36・1689)
「ビン・ニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」：リサイクルプラザ(☎

36・1000)
○許可業者へ処理を委託する場合
：成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託
下総・大栄地区の事業所は

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

市税の納付

最寄りの金融機関、郵便局またはコンビニで

市税(固定資産税・都市計画税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税)は銀行・信用金庫・農協など市指定金融機関や収納代理金融機関のほか、郵便局の窓口、コンビニエンスストアでも納められます。

ただし、納期を過ぎてしまったときや、関東地方以外の郵便局で納めるときは、税務課まで連絡してください。

納税は便利で確実な口座振替で
市税を納めるとき、口座振替制度を利用すれば、市の指定金融機関・収納代理金融機関や郵便局の預金口座から納期(最終日)ごとに自動的に振り替えることができます。一度手続きをすれば、納付のたびに金融機関へ出向く必要がなくなり大変便利です。

口座振替を希望する人は、納期の2カ月前までに、納税通知書と預金通帳・通帳届出印を持って金融機関や郵便局で申し込みをしてください。ただし、次のことに注意してください。

○固定資産税・都市計画税は納税通知書ごとに申し込みを
○軽自動車税は同一名義であれば、全台数分が一括で口座振替の対象になります
○口座振替は翌年度以降も継続されるので、変更や停止は金融機関や郵便局へ申し込みを
○口座振替分の領収証書は発行しません。通帳への記帳で確認を。
軽自動車税のうち車検に必要な車種分については、車検用納税証明書を送付します
○口座振替ができなかった場合は口座振替不能通知書(兼納付書)を送りますが、納期限を過ぎていたため督促状が出ます。残高不足にご注意ください

※くわしくは税務課(☎20・1513)へ。

香取広域市町村圏事務組合

事務所が移転しました

香取広域市町村圏事務組合の事務所が、4月1日から香取市山田区事務所内に移転しました。連絡先は次のとおり変更となります。

- 郵便番号 289-0407
- 住所 香取市仁良300-1

4月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
4月2日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台)地区	午後11時 ～ 翌午前5時
4月3日(火)	並木町(成瀬台・日本松)地区	

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

香取市山田区事務所2階
●電話番号 0478-78-1181(各種料金の問い合わせは、0478-78-1182へ)

●FAX番号 0478-78-1185
※くわしくは香取広域市町村圏事務組合へ。